

告示

埼玉県告示第三百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
キャッシュレス収納 代行業務のうちコンビニエンスストア等 窓口における収納事務	東京都江東区木場一丁目五番二十五号 りそな決済サービス株式会社 代表取締役 広川 正則	令和七年三月三日から 令和九年五月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年三月三日

三 委託をした日

令和七年三月三日